

第14 地域創生・人口減少問題対策の推進

＜地域創生局地域戦略課＞

1 「北海道創生総合戦略」の効果的な推進

本道の人口減少問題に関する基本認識を広く道民が共有し、北海道における地域社会の創生に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成27年10月、「北海道人口ビジョン」及び「北海道創生総合戦略」を策定しました。平成29年度においても、この総合戦略に基づき、庁内をはじめ地域の多様な主体と連携しながら着実に推進していきます。

また、国の地方創生関連交付金も活用しながら、地方創生に関する各政策を一体的に推進していきます。

(1) 官民連携による戦略の推進

産官学金等で構成する「北海道創生協議会」を戦略推進の中核組織として位置づけ、より機動的な組織体制を整備するなど、その機能強化を図るとともに、民間の専門人材も活用しながら、官民連携により総合戦略を推進します。

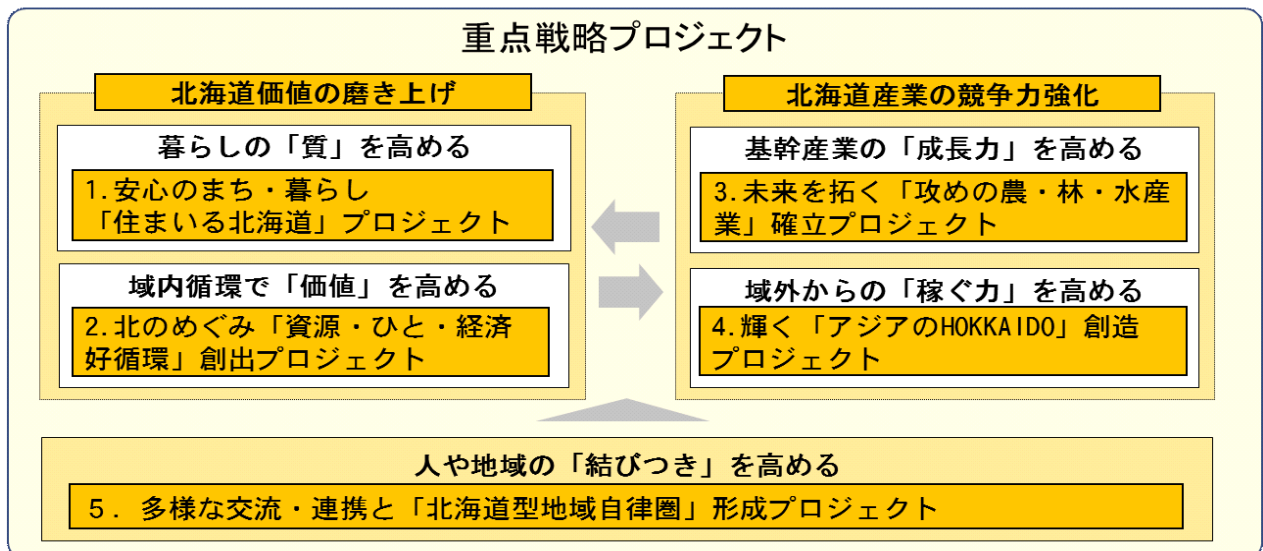
(2) PDCAサイクルによる戦略の推進

道の政策評価及び総合計画の推進管理との一体的なPDCAサイクルを構築するとともに、その評価結果を踏まえながら「北海道創生協議会」における議論を通じ、戦略の検証を行います。

(3) 地域戦略の推進

道内各地域の特性や資源を活かした取組を進めるため、各振興局において、部局横断的な推進体制を構築し、地域の多様な主体で構成する「地域づくり連携会議」を核として、地域戦略の推進を図るとともに、「人材」「資金」「情報」面で市町村等の取組を包括的にサポートするためのプラットフォームを形成するなど、市町村の総合戦略の推進を支援していきます。

「北海道創生総合戦略」の概要



基本戦略

1. 子どもを生み育てたいという希望をかなえる
2. 住み続けたいと思える生活環境を整える
3. 食や観光をはじめとする力強い産業と雇用の場をつくる
4. 北海道らしさを活かして人を呼び込み・呼び戻す
5. 多様性を活かし、北海道らしい連携により地域を形づくる

地域戦略 14振興局が中心となって進める広域的な施策の方向性を提示

1 地域に根ざした政策展開

地域を取り巻く社会経済情勢が厳しい状況にある中、様々な地域課題の解決や地域の活性化を図るためには、道民、市町村及び道が相互に連携・協働しながら、地域振興に関する施策を強力に推進していくことが必要です。

こうした考え方に立ち、道では、平成21年4月に、今後の地域振興に関する基本的な考え方や施策推進の枠組みを示す道民共有の指針となる、北海道地域振興条例を施行しました。

また、平成26年10月には、人口減少に伴う地域課題への対応や地域の実情に応じた施策の効果的な推進に当たって、振興局がその中核的な役割を担うことなどを施策推進の基本方針に加える条例改正を行いました。

引き続き、この条例の基本理念や施策推進の基本方針に基づいた各般にわたる地域政策を総合的かつ計画的に進めます。

(1) 連携地域別政策展開方針に基づく施策の推進

平成28年7月に新たに策定した「連携地域別政策展開方針」は、北海道地域振興条例第5条に基づく6つの広域的な地域の計画であり、方針に掲げる各地域の重点プロジェクトについて、振興局が中心となり地域の多様な主体と連携・協働しながら推進していきます。

また、方針の推進に当たっては、北海道創生総合戦略の地域戦略や特定の政策分野ごとの特定分野別計画と連携を図るとともに、各地域で開催する「地域づくり連携会議」などの場を活用して、プロジェクトの効果的な展開を図ります。

(2) 振興局を拠点とした地域づくりの推進

地域の多様な課題に対応し、地域の実態を踏まえた施策を効果的に推進していくためには、地域づくりの拠点である振興局が市町村と一体となって地域の強みや可能性を活かした取組を進めていくことが重要であり、振興局による各般の地域振興施策を最大限活用し、市町村とともに地域づくりを推進します。

(3) 振興局からの政策提案を通じた施策等への反映

振興局が地域とともに課題解決に向けた取組を進めていくための対応施策を取りまとめた「政策提案」を踏まえ、全庁横断的な調整を行いながら、道の施策への反映を図っていきます。

2 地域振興施策の推進

北海道創生総合戦略の地域戦略、連携地域別政策展開方針のプロジェクト、各市町村の創生総合戦略など、各地域の取組を重点的に推進するため、地域の実情に応じた政策の形成や市町村への協力・支援など、地域の創意と工夫による自立的な取組を推進します。

(1) 地域における政策の形成

振興局が、市町村の創生総合戦略の推進状況や地域課題を把握するための「地域創生ミーティング」のほか振興局と市町村の協働プロジェクトのブラッシュアップや新たな施策検討を行う「振興局と市町村との協働政策検討会」などの実施を通じて、地域の課題解決に向けた政策の形成を図ります。

(2) 地域への人材支援

振興局長が市町村長からの意向を踏まえながら派遣先市町村を決定できる「地域振興派遣」や市町村の地域創生の取組に重点的に対応するため、振興局職員が出張により協力・支援を行う「地域創生出張サポート制度」により、地域ニーズに対応した市町村への人材支援を実施します。

また、専門的な知識や経験、技能などを有する道や道総研の退職者を登録し、市町村や地域の公共的な団体の業務推進をサポートする「赤れんが・地域応援シニアバンク」を創設し、地域への人材支援を行います。[平成29年度地域振興派遣39市町村（うち短期派遣2市町村）]

(3) 振興局独自政策の実施

地域課題の解決や道・市町村の総合戦略を推進するため、「地域政策推進事業（振興局独自事業）」により振興局が地域と連携して地域に根ざした取組を進めるとともに、振興局が地域間連携の先導的な役割を担うことができるよう、振興局事業と協働して実施される市町村事業を地域づくり総合交付金で支援する「地域政策コラボ事業」を創設し、振興局と市町村が一体となった地域づくりを一層強化していきます。

(4) 地域づくり総合交付金等による支援

個性豊かで活力に満ち、人々が将来にわたり安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目的に、地域課題の解決や地域活性化を図るために実施する地域の創意と主体性に基づいた市町村や各種団体等の様々な取組に対して支援を行います。

また、市町村が行う基盤整備を目的とした「地域活性化事業」や（一財）地域活性化センター等の各種助成制度について助言等を行うとともに、（一財）地域総合整備財団（ふるさと財団）と連携して民間事業活動等を支援します。

(5) 地域再生等の取組

公的需要に大きく依存する北海道の地域経済が民間主導の自立型経済へと転換していけるよう、「地域再生」の提案や計画作成に向けた地域の自主的・主体的な取組を促進します。

また、地域の活性化を一層促進するため、知事の権限にかかわる規制の緩和や支援を行う北海道版構造改革・地域再生特区（北海道チャレンジパートナー特区）の取組を推進します。

3 特定地域振興対策の推進

道内179市町村には、人口減少により地域の活力が低下している過疎地域149市町村、交通のハンディキャップを背負った離島6町、生活利便度の低い辺地を抱える72市町村、振興山村の指定を受けた96市町村、半島地域の指定を受けた25市町村、特別豪雪地帯の指定を受けた86市町村（豪雪地帯指定：道内全市町村）などがあります。道では、国や市町村と連携し、このような条件不利地域に対する国の特別施策を推進することにより地域の振興発展に努めるとともに、国の交付金を活用した協調補助や道単独補助金などにより、地域の実情に即して自主的に実施する個性的で魅力あるまちづくりを支援します。

(1) 各種計画等の策定、推進及び検討

- ① 北海道過疎地域自立促進方針・計画、北海道離島振興計画、半島振興計画、北海道山村振興基本方針、特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する計画の策定及び推進
- ② 市町村が定める辺地総合整備計画、過疎地域自立促進計画及び山村振興計画に対する助言

(2) 道補助事業の実施

次の道補助事業を実施します。

事業名	補助対象事業	補助対象者	補助率等
離島振興対策事業	プロパンガスの 価格安定事業	離島町	航路運賃相当額の1/2以内

(3) 国費補助事業等の活用

過疎地域、山村地域、離島地域、豪雪地帯、特定有人国境離島地域等の振興のため、国の補助事業等を活用した施設整備や離島航路及び航空路運賃の低廉化などを促進します。

4 集落対策の促進

道内の集落では、全道を上回るスピードで人口減少や高齢化が進行しており、住民同士の助け合いやコミュニティ活動などが困難となってきました。

そのため、市町村や住民の主体的な取組の促進を図ることを目的に、平成25年3月に策定した「北海道における集落対策の方向性」に基づき、集落対策に取り組む市町村のサポートをはじめ、集落を支える人材の育成、集落問題に関する研究、困りごとを気軽に相談できるサロンや集落間の交流を深める場づくりに取り組みます。

さらに、平成25年度から2年間の集中対策期間で取り組んだ、集落総合対策モデル事業の成果や、新たなビジネスの起業、生活支援に関する取組を幅広く普及・発信し、集落対策の取組の各地域への定着を目指します。

5 地域づくり活動の促進

人口減少や少子高齢化、人々の価値観や生活様式の多様化など地域社会を取り巻く環境が大きく変化し、住民ニーズや地域課題が複雑化する中で、活力にあふれ、持続可能な地域づくりを進めていくためには、行政のみならず、市民やNPO、企業など地域の多様な主体がその担い手となってお互いに協力し合い、地域が目指す方向に向かって取り組んでいくことが必要になってきています。

このため、道では、様々な課題に自ら立ち向かうことができる活力ある地域社会の構築を目指し、多様な主体が連携して身近な課題を解決し、地域の価値を高める力である「地域力」の育成・向上に向けた取組を推進します。

また、地域の魅力ある資源を活用した地域づくりを支援するため、「北海道遺産構想」の推進により、次世代に引き継ぎたい北海道の宝物の保全・活用に取り組みます。

(1) 「地域力」の育成・向上に向けた情報の収集・発信

「地域力」の育成・向上の必要性や道の取組、地域における取組手法、道内外の先進事例など「地域力」に関する情報の収集・発信を行い、「地域力」に対する道民や市町村の理解を深め、「地域力」の向上に向けた全道的な取組を促進します。

(2) 地域づくり活動への支援

地域づくりに取り組んでいる活動現場に伺い、情報提供や相談業務、意識醸成など、地域づくりのサポートに取り組みます。

また、地域づくりの様々な分野で専門的な知識や経験を有する方を「北海道地域づくりアドバイザー」として登録し、地域からの要請に応じて適任のアドバイザーを紹介することで、地域づくりのための助言等を行い、地域が抱える様々な課題の解決を図ります。

(3) 北海道遺産構想の推進

「NPO法人北海道遺産協議会」と連携しながら次世代に引き継ぎたい北海道の宝物として選定された52件の「北海道遺産」の保全や活用を図ります。

6 地域における移住・定住施策の推進

人口減少問題対策の柱の一つとして、本道への移住・定住の促進に積極的に取り組むこととしており、市町村で構成する「北海道移住促進協議会」や、民間企業や商工会などで構成する「NPO法人住んでみたい北海道推進会議」をはじめとする関係機関と連携しながら、相談体制の強化や移住関連情報の発信などに取り組みます。

また、市町村の「生涯活躍のまち」の推進を後押しするため、コーディネーターによる助言や移住施策と一体となった首都圏等へのPRなどに取り組みます。

(1) 相談体制の充実強化

平成27年度に道庁内、平成28年度に東京（東京交通会館8階）に開設した「北海道ふるさと移住定住推進センター」において、「しごと」や「住まい」など本道への移住に関する情報提供やきめ細かな相談対応を行います。

東京センターでは、本年1月から3月にかけて地域の情報を集中的に発信する「北海道ウィ

ーク」を実施しており、市町村や関係機関と連携した効果的な情報発信に取り組みます。また、東京交通会館内にある「どさんこ旅サロン」、「北海道どさんこプラザ」と連携し、食や観光とあわせ、本道の魅力を一体的に発信してまいります。

(2) 地域おこし協力隊の活用促進

都市住民が、地域に居住して、地域のブランドや地場製品の開発・PR等の「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る「地域おこし協力隊」制度は、市町村において、地域の活性化に資するほか、移住・定住の推進につながることから、市町村職員や隊員向けの研修会の開催など、隊員の確保・育成、定住に向けた支援を行います。

また、道においても、「北海道地域づくりサポート隊」を空知・後志の両振興局に配置し、広域的な地域づくり活動を推進します。

7 東日本大震災による被災地及び避難者への支援

東日本大震災に係る被災地の一日も早い復旧・復興に向け、本道として出来る限りの役割を果たしていくため、市町村や関係団体等と連携し、被災地、避難者に対する支援を行います。

(1) 人的支援の実施

被災地の復旧・復興に向けて、被災県などからの要望を踏まえ、効果的な職員の派遣を行います。

(2) 被災地からの避難者支援の実施

被災地から避難されてきた方々が安心して暮らせるよう、総合相談窓口の設置、被災避難者サポート登録制度「ふるさとネット」(全国避難者情報システム)の運用のほか、将来の帰還や生活再建に向けて、道営住宅の無償供与継続と優先公募枠の設置、民間賃貸住宅で避難生活を続ける方への家賃補助や公営住宅への引越補助を行うとともに、生活支援情報の提供や、戸別訪問による心のケア事業を行います。

道内の市町村においては、施策の重点化や組織のスリム化など徹底した行財政改革に鋭意取り組まれています。歳入においては、地方税などの自主財源の割合が低く地方交付税に依存した弱い財政構造にあり、歳出においては、扶助費、公債費など義務的経費の影響で経常収支比率が依然高く、厳しい財政運営が続くことが予想されます。

また、住民に最も身近な市町村が、高度化、多様化する行政課題に的確に対応していくためには、行財政基盤のより一層の充実・強化を図るとともに、行財政運営に関する説明責任を確実に果たすことが必要になっています。

さらに、住民の日常生活に密接に関連する上水道、下水道、病院事業などの地方公営企業の経営状況は厳しく、いかに経済性を発揮していくかが課題となっており、特に、病院事業は医師や看護師の不足などにより大変厳しい経営環境にあることから、地域医療提供体制の確保と病院経営の健全化が最大の課題になっています。

このため、市町村の行財政運営への必要な助言や支援等を行います。

併せて、人口減少が進む中、市町村が多様な行政サービスを持続的に提供していくため、広域連携の取組を推進するとともに、道から市町村への事務権限の移譲を進めます。

1 市町村行政への助言等

市町村がより効率的な行政運営に努めるとともに、情報公開をはじめ行政手続の透明性の確保や地域の実情に応じた広域行政の取組など、多様化する行政需要や新たな行政課題に的確に対応できるよう必要な助言等を行います。

2 市町村財政への助言等

市町村の財政運営が適正に行われるよう、地方公共団体財政健全化法に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の4つの指標と公営企業に係る資金不足比率の公表や、健全化判断比率が基準以上の団体については、財政健全化計画等を策定する必要があることから、これらの計画の策定及びその着実な実行などについて助言等を行います。

3 地方公営企業経営健全化への助言等

経営の効率化・健全化を推進するため、料金等の適正化、経費負担区分の適正な運用、地方公営企業法適用の推進等について助言等を行います。

また、資金不足比率が経営健全化基準以上の公営企業に対しては、策定された経営健全化計画が着実に推進できるよう助言等を行います。

4 夕張市財政再生計画の円滑な推進

夕張市における財政再生計画の着実な実行や地域再生に向けた取組等を支援するため、庁内関係部局と連携し必要な助言等を行います。

5 市町村振興基金の効果的な運用

市町村の公共施設や生活基盤等の整備などに要する資金の貸付制度である市町村振興基金を効果的に運用し、市町村の振興に必要な財政支援を行います。

6 市町村税の徴収成績向上対策の推進

自主財源である市町村税の収入確保は極めて重要な課題であることから、市町村との相互協力関係を一層強化し、市町村税及び道税の徴収率の向上を図るため、総務部財政局税務課と共同して市町村に助言等を行うとともに、市町村が広域的な徴収組織による滞納整理の取組を行う場合は、庁内関係部局と連携して必要な支援を行います。

7 市町村間の広域連携の促進

広域分散型の地域特性を有する本道において、人口減少問題に的確に対応し、市町村が持続的に多様な行政サービスを提供していくためには、広域的な連携がこれまで以上に重要となることから、国の定住自立圏構想などの活用を促進するとともに、市町村間の連携の取組を推進する「市町村連携地域モデル事業」や、振興局と市町村が共通・類似する事務について協働した取組を検討する「振興局・市町村協働ガバナンス事業」に取り組むとともに、新たに事務を共同化する市町村等への道職員の派遣などにより、地域の実情に応じた様々な連携の取組を支援します。

8 道から市町村への事務・権限の移譲

住民サービスの向上を図り、活力ある地域づくりを進めるためには、住民に最も身近な市町村に幅広く事務・権限を移譲し、市町村が行政サービスの中心的な役割を担うことが重要であることから、「道州制に向けた道から市町村への事務・権限移譲方針」（平成26年3月改訂）に基づき、市町村への個別説明などによる働きかけを行うほか、移譲を推進するための環境整備として、権限移譲に係る初期投資に対する財政支援や、多数の権限を受ける市町村等に対する道職員の派遣を実施します。

第17 地方分権の推進

<地域主権・行政局地域主権課>

道においては、地域のことは地域が自ら決定できる新たな時代にふさわしい分権型社会の構築を目指し、地方分権の推進に係る取組などを進めています。

また、国が進めている義務付け・枠付けの見直しや地方への事務・権限の移譲などの分権改革についても、全国知事会等と連携しながら、地域の自主性・自立性の一層の向上が図られるよう取組を進めています。

1 道州制特区提案に向けた取組

地域が自ら主体的に考え、行動することができる分権型社会を目指し、道州制特区推進法に基づく国からの権限移譲等を先行的、モデル的に推進します。

2 構造改革特区の取組

地域の特性を活かした活性化を実現するために、地域の取組の妨げとなる規制を取り除くツールとして、構造改革特区の活用を促進します。

3 国から地方公共団体への事務・権限の移譲等

第7次地方分権一括法に基づく国から地方公共団体、都道府県から指定都市等への事務・権限移譲の施行に向け、引き続き、関係先と連携を図りながら事務・権限の移譲が円滑に進むよう調整を行うとともに、「地方分権改革に関する提案募集方式」に関し、全国知事会と連携して国への働きかけを行うなど、提案の実現を目指します。

第18 総合交通対策及び地域交通対策の推進

＜交通政策局交通企画課＞

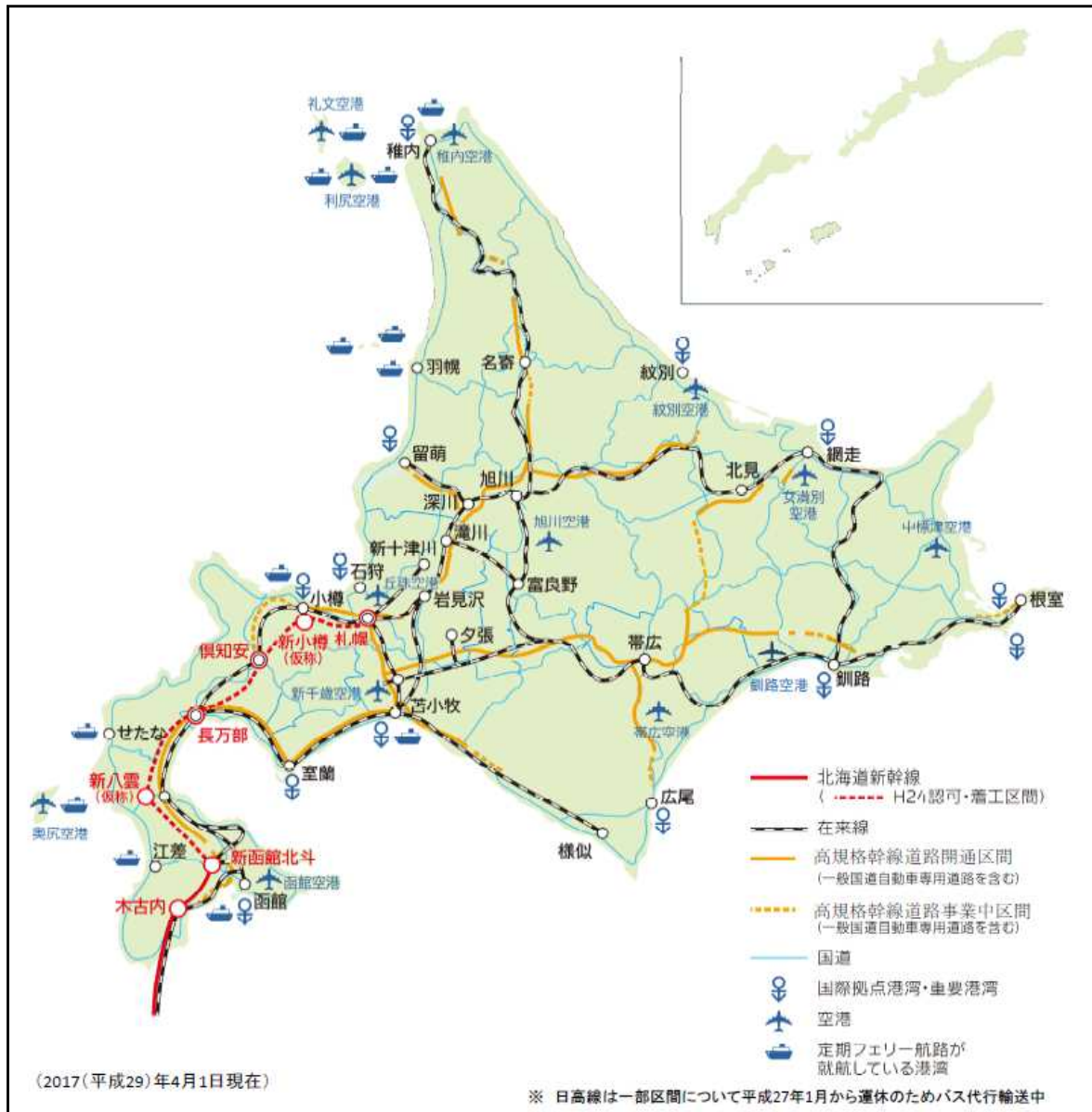
本道を取り巻く環境の変化や公共交通における課題を踏まえ、総合計画に掲げるめざす姿「輝きつづける北海道」の実現を支えるため、総合的な交通ネットワークの形成に取り組んでいます。

1 総合的な交通ネットワークの形成

道では、平成20年に「北海道交通ネットワーク総合ビジョン」（平成26年3月改定）を策定し、道内外との交通ネットワークの形成や地域交通の確保などに取り組んでいるところですが、この間、北海道新幹線の開業や外国人観光客の大幅な増加、さらには、JR北海道の事業範囲の見直しなど、本道の交通を取り巻く環境は大きく変化してきており、地域公共交通検討会議などにおいて、公共交通ネットワークのあり方について議論してきました。

平成29年度は、こうした様々な環境変化に的確に対応し、円滑な移動や効率的な物流を確保できる交通ネットワークの実現に向け、道の交通政策に関する新たな指針を策定するなど、引き続き、関係機関等と連携しながら、地域の活性化や北海道の発展を支える総合的な交通ネットワークの形成に向けた取組を進めていきます。

[北海道の交通基盤の現況]



2 地域交通ネットワーク形成の促進

本道は、面積が広大で、また、平均人口密度も希薄であることから、多くの地域で公共交通機関の確保が採算面から難しくなっています。

このため、人口が少ない地域における住民の生活に必要な交通手段として、地方バス路線などの維持・充実を図ります。

また、平成29年度はバス路線の維持・確保に向けた新たな取組として、有識者によるワーキンググループを設置し、バス運転手の確保及び利用促進に係る効果的な対策の検討を行うなど、バス事業者の取組を支援します。

(1) 生活バス路線の維持・確保

道内のバス路線は、過疎化や自家用車の普及などにより、利用者が減少しており、バスの運行を維持することが困難になっています。このため、乗合バス路線の運行経費のほか、廃止されたバス路線を市町村等が代替して運行する経費等について助成を行い、地域住民にとって必要不可欠な生活バス路線の確保を推進します。

[平成28年度地域間幹線系統確保維持事業費補助金・

平成28年度生活交通路線維持対策事業費補助金 実績]

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内容
対象期間：H27.10.1～H28.9.30		
地域間幹線系統確保維持事業	1,366,250	27 事業者 167 路線
生活交通路線維持対策事業		
広域生活交通路線維持費	95,491	13 事業者 48 路線
市町村生活バス路線運行費	26,525	11 市町村 24 路線 6 事業者 18 路線

[平成28年度地域間幹線系統車両減価償却費等補助金 実績]

(単位：千円)

事業名	事業費	事業内容
地域間幹線系統車両減価償却費等補助事業	7,142	2 事業者

(2) バス利用の促進

ノンステップバスの導入など高齢者等の移動の利便性及び安全性の向上に資する事業等に対し助成を行い、バス利用の促進を図ります。

(3) 運輸事業の振興

営業用バス及びトラックの輸送力の確保や輸送コストの上昇の抑制等を図るため、バス及びトラック事業者によって構成される公益法人並びにバス事業を行う地方公共団体に対して、安全運転の確保や共同施設整備など輸送サービスの改善と充実に資するよう、運輸事業振興助成交付金を交付します。

[平成28年度運輸事業振興助成交付金 実績]

(単位：千円)

交付対象事業者	事業費
一般社団法人北海道バス協会	87,260
公益社団法人北海道トラック協会	834,206

3 鉄道交通ネットワークの整備促進

広大な本道において、鉄道は中核都市間を結ぶ交通の柱であり、定時性や大量輸送に優れた交通手段として重要な役割を担っています。

一方、JR北海道が進める事業範囲の見直しは、本道の公共交通ネットワーク全体に重大な影響を及ぼしかねない問題であり、JR北海道が中長期的な展望をもって経営の再生に取り組んでいけるよう、国に対して抜本的な支援を求めていくとともに、地域での協議にも積極的に関わるなど、公共交通ネットワークと地域交通の確保に取り組んでいきます。

また、北海道新幹線（新青森・新函館北斗間）開業時にJR北海道から経営分離された道南いさりび鉄道線（旧江差線：五稜郭・木古内間）の運営を担う道南いさりび鉄道(株)の経営安定化に向けた支援を行うとともに、北海道新幹線（新函館北斗・札幌間）開業に伴い、JR北海道から経営分離される函館線（函館・小樽間）の地域交通の確保方策等について、沿線自治体と協議・検討を行います。

第19 北海道新幹線の建設促進及び開業効果の拡大に向けた取組

<交通政策局新幹線推進室>

1 北海道新幹線の建設促進に向けた取組

新幹線が、札幌から鹿児島まで繋がり、リスク分散型の高速交通ネットワークが構築されることにより、我が国の経済発展と強靱な国土・地域づくりに大きく貢献するとともに、北日本全体のポテンシャルを高め、北海道、東北両地域の発展を加速させることができます。

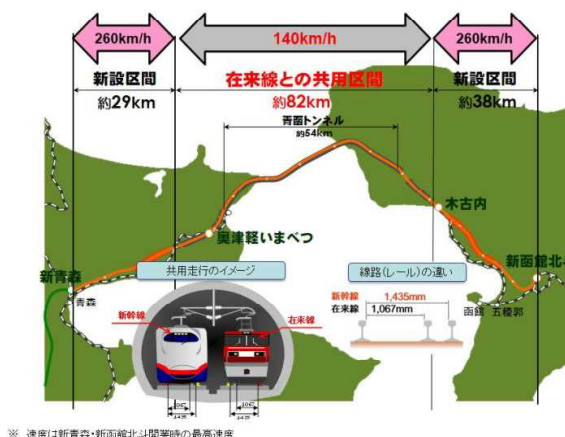
新青森・新函館北斗間については、平成28年3月26日に開業しましたが、青函共用走行区間における新幹線高速走行の早期実現に向けた取組を推進するとともに、新函館北斗・札幌間については、より大きな新幹線効果を早期に発現させ、地方創生を推進するためにも、整備を促進し早期完成を図ることが必要です。

このため、道では、北海道新幹線建設促進期成会など関係団体と一体となって、国などに対し積極的な要望活動を行うとともに、市町村等と連携した取組を展開しています。

◇ 北海道新幹線（新青森・札幌間）概要図



◇ 青函共用走行区間概要図



2 新青森・新函館北斗間の開業効果の波及・拡大に向けた取組

平成28年3月に開業した北海道新幹線の開業効果を一過性のもので終わらせないように、開業2年目以降も、新幹線を利用した様々な分野での連携・交流を拡大していくことが重要です。

このため、引き続き、道内各地で利用促進に向けたプロモーション活動を展開するほか、北東北各県と交流人口を拡大するための連携体制づくりなどを進めるとともに、北海道新幹線を活用した教育旅行の誘致促進や道南と道東・道北を結ぶ航空路線開設などへの支援等により、開業効果が全道に波及するよう、市町村やJR北海道、北海道観光機構などと連携した取組を進めていきます。



■北海道新幹線車両H5系

第20 物流対策の推進及び港湾機能等の充実

＜交通政策局物流港湾室＞

四方を海に囲まれた本道において、本道で生産される農水産物や工業製品の道外への輸送、生活必需品の道内への供給など、国内外との物流やその基盤となる港湾は、本道の経済活動や道民生活を支える重要な役割を担っており、国際的な物流・海上交通ネットワークの形成や国内・道内の物流・海上交通ネットワークの強化、港湾機能の充実、北極海航路の活用に向けた調査・検討等に取り組んでいます。

1 国際的な物流・海上交通ネットワークの形成

海上物流の増大が期待される東アジア、ロシア極東地域、北米などとの交流拡大のため、これらの地域との物流や海上交通ネットワークの形成に向けた取組を推進します。

また、海外需要を一層開拓し輸出拡大を図るため、道産食品の輸出額1,000億円の目標達成を目指し、効率的な海上輸送手段の確立に向けた取組を推進します。

2 国内・道内の物流・海上交通ネットワークの強化

農水産物などの道産品の本州方面への効率的な輸送に向けた物流ネットワークの強化のための取組を推進します。

また、離島住民の生活環境の維持・向上や地域産業の振興、通院など医療の確保のために欠くことができない離島航路の維持・確保に努めます。

3 海上物流に対応するための港湾機能の充実

苫小牧港及び石狩湾新港において物流動向に対応した整備を推進するとともに、港湾管理者である市町村と連携し、物流基盤である道内港湾の機能の充実に向けた取組を推進します。

4 北極海航路の活用に向けた調査・検討

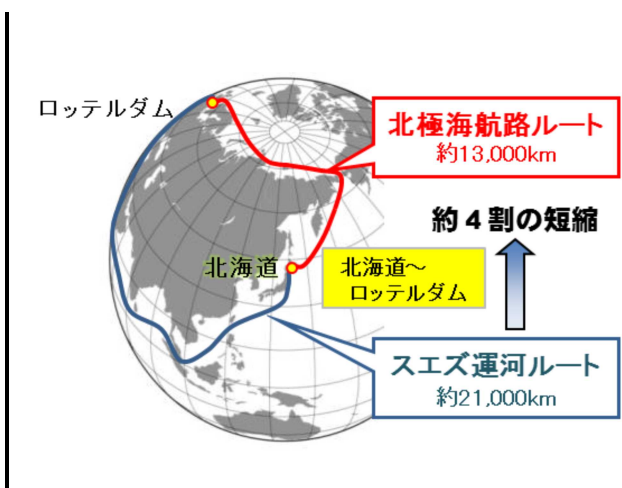
北極海航路はヨーロッパと東アジアを結ぶ南回り航路の6割程度の距離で航行ができ、地理的条件において優位性のある本道にとって、経済活性化につながるものと期待されます。

道では、平成27年度に策定した「北極海航路の利活用に向けた方針」に基づき、国や関係機関と連携しながら、同航路を本道に導くための調査・検討を進めています。

5 本道の地域経済や観光等の活性化に向けたクルーズ客船の誘致

北海道の玄関口として数多く点在する港湾を活用した、クルーズ客船の寄港拡大に向け、各港湾管理者等との連携を強化し、クルーズ客船の積極的な誘致を進めます。

◇ 北極海航路概要図



◇ 港湾整備



第 2 1 航空・空港政策の推進

<航空局航空課>

広大な面積を有する本道においては、道民生活をはじめ、経済活動、観光振興など、あらゆる分野において航空輸送が果たす役割は重要であり、本道経済の活性化を一層推進していくためには道内空港の機能強化が必要です。

また、道内の各空港では、その機能強化や路線の利用促進を図る上で様々な課題を有していることから、これらの課題解決に取り組んでいます。

1 国内航空ネットワークの維持・拡充

広域分散型の地域構造となっている本道では、道民生活をはじめ、経済活動、観光振興など、あらゆる分野において航空輸送が果たす役割は大きいことから、道内間及び道内外を結ぶ航空路線を維持・確保していく必要があります。

そのため、道では、地域航空ネットワークの形成を促進することで本道の均衡ある発展を図るため、関係機関と連携した地域航空の啓発普及や離島航空路線の維持を図るために航空事業者への助成を行っています。

(1) 地域航空ネットワークの推進

地域航空ネットワークの形成や利用促進を図るため、推進組織の活動を支援します。

また、道内外の航空ネットワークの充実や航空機の安定就航、利用者の利便性向上、道内空港の整備促進を図るため、関係機関との連絡調整を図ります。

(2) 地域航空の啓発普及

地域航空路線の振興や利用促進について、関係機関が連携して検討や調整、協議を行います。

道内空港の状況



空港名	滑走路	道外路線	道内路線
新千歳	A:3,000m B:3,000m	羽田、成田、伊丹、関西、中部、青森、 花巻、秋田、仙台、福島、山形、新潟、 富山、小松、松本、茨城、静岡、神戸、 岡山、広島、福岡、那覇	稚内、釧路、函館、女満別、中標津
稚内	2,200m	羽田	新千歳
釧路	2,500m	羽田	新千歳、丘珠
函館	3,000m	羽田、成田、伊丹、関西、中部	新千歳、丘珠、奥尻
旭川	2,500m	羽田、中部	
帯広	2,500m	羽田	
女満別	2,500m	羽田、中部	新千歳
中標津	2,000m	羽田	新千歳
紋別	2,000m	羽田	
利尻	1,800m		丘珠
礼文	800m		
奥尻	1,500m		函館
札幌(丘珠)	1,500m	三沢、静岡	釧路、函館、利尻

2 道内空港の整備促進及び関係航空路線の維持・拡充

北海道には、国（国土交通省）が設置・管理する空港が4、国が設置し地元市が管理する空港が2、道が設置・管理する空港が6、防衛省との共用空港が1で、合計13の空港があります。

現在、道内外及び海外との航空ネットワークの拡充を図るため、空港施設の更新・改良等が進められていますが、利用者の負担軽減と利便性の向上を図っていくため、国や関係機関に要請を行うとともに道内空港ターミナルビル等に出資を行っています。

また、丘珠空港では、空港と周辺住民が共存し、道内航空網の拠点空港としての機能を今後とも確保するため、札幌市が行う空港周辺の緑地整備事業に対し補助を行っています。

3 新千歳空港の国際拠点空港化の推進

北海道の空の玄関口である新千歳空港における国際線利用者数は、年間200万人を超え、本道経済の活性化に大きな役割を果たしています。

新千歳空港における国際定期路線は、東アジアとを結ぶ路線を中心に13路線（平成29年2月1日現在）ありますが、海外からの観光客誘致などを推進し北海道経済の活性化につなげるために、北海道と世界を結ぶ国際的な交通ネットワークの形成をさらに進めていきます。

(1) 国際航空定期便の誘致

経済界などと連携して、北海道への観光客の増加が見込まれる東アジアや東南アジアなどの地域と結ぶ新たな路線の開設や運休路線の再開に向けた取組を進めていきます。

(2) 空港施設・機能の整備・充実

C I Q体制の充実やインフォメーション機能の向上などについて、国などに働きかけを行うなど、空港機能の充実や空港利用者の利便性向上に向けた検討を進めるほか、2次交通アクセスの充実、長距離路線の安定運航に必要な滑走路の整備に向けた検討など、空港施設・機能の充実に向けた検討・取組を進めていきます。

(3) 一部外国航空会社の航空機の乗り入れ制限の緩和

新千歳空港は航空自衛隊千歳基地と隣接しており、一部外国航空会社の航空機の乗り入れについては、特定の曜日、時間帯に限られていることから、国に働きかけを行うなど、乗り入れ制限の緩和に向けた取り組みを進めています。

(4) 24時間運用に係る空港周辺対策

新千歳空港の国際拠点空港化を推進する上で必要な24時間運用に関し、道と関係市、関係地域住民が合意し、平成27年10月に深夜・早朝時間帯の発着枠が、それまでの6枠から30枠に拡大されました。

拡大された発着枠の運用に伴い必要となる、空港周辺地域における住宅防音対策と地域振興対策を実施するとともに、国際便やLCCなどの誘致に向けた取組を進めます。

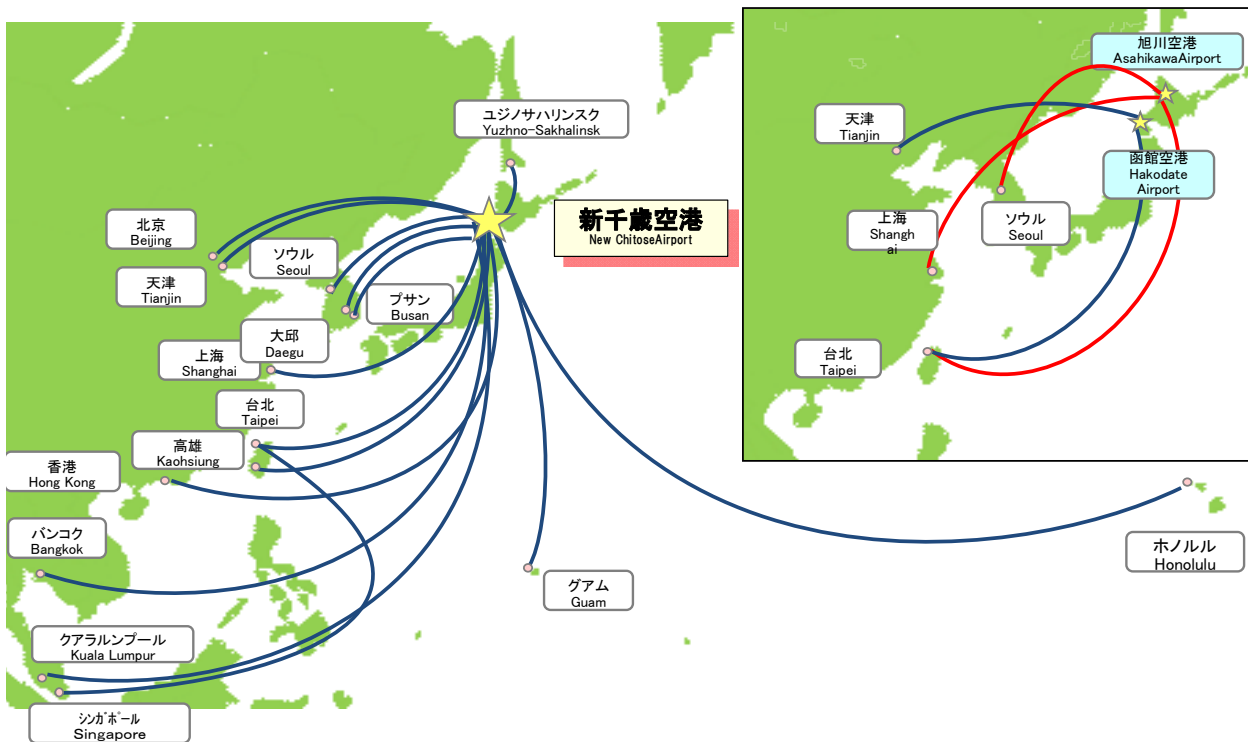
4 地方空港の国際化

新千歳以外の地方空港では、東アジア地域などにおける北海道人気を反映し、函館空港、旭川空港に定期路線が就航しています。

こうしたことから、関係市町村等と連携し、空港施設・機能の充実、C I Q体制の整備など道内空港の国際化に向けた取組を進め、地域における国際交流活動や地域経済の活性化を図っていきます。

[国際航空ネットワークの現況]

(平成29年2月1日現在)



路線	航空会社	往復/週
新千歳-ソウル	大韓航空	14
	ジンエアー	7
	テーウェイ航空	7
新千歳-ブサン	大韓航空	5
	エアサシ	3
	中国国際航空	4
新千歳-北京	中国国際航空	4
新千歳-天津	天津航空	2
新千歳-上海	中国東方航空	5
	春秋航空	5
	キャセイパシフィック航空	14
新千歳-香港	香港航空	5

路線	航空会社	往復/週
新千歳-台北	エー航空	14
	チャイエアライン	14
	トランスアジア航空	7
新千歳-高雄	チャイエアライン	5
新千歳-バンコク	外国国際航空	7
新千歳-クアラルンプール	エアアジアX	4
新千歳-グアム	ユナイテッド航空	2
新千歳-ホノルル	ハワイアン航空	3
新千歳-ユジノサハリンスク	オーロラ航空	2

路線	航空会社	往復/週
函館-北京	中国国際航空	2
函館-杭州	中国東方航空	2
函館-天津	天津航空	2
函館-台北	トランスアジア航空	3
	エー航空	5
旭川-ソウル	アジア航空	2
旭川-北京	中国東方航空	3
旭川-上海	中国東方航空	3
	春秋航空	2
旭川-台北	トランスアジア航空	4
	エー航空	2

第22 空港運営戦略の推進

<空港運営戦略推進室>

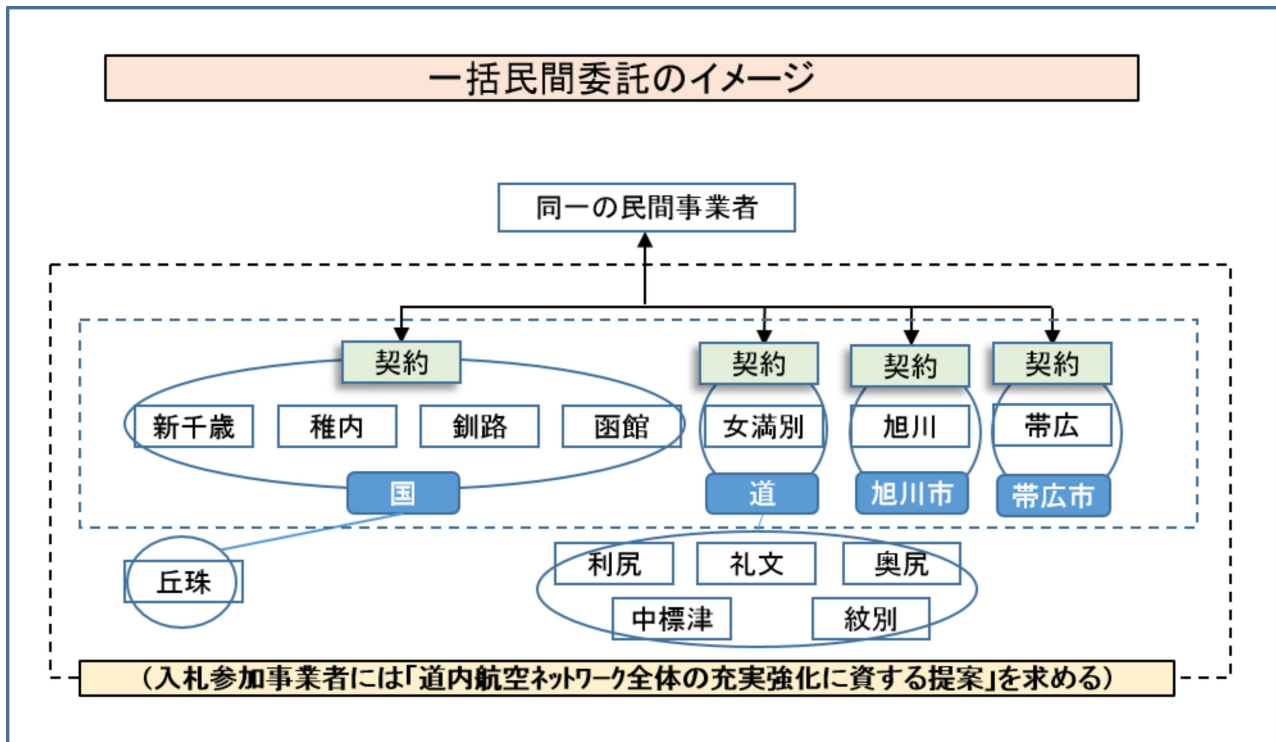
1 道内空港の運営に係る民間委託の推進

四方を海に囲まれた本道において、空港は多くの人々を招き入れるゲートウェイであるとともに、地域にとっても、観光をはじめ地域経済・産業の振興や地域医療の確保など、日々の暮らしの中で欠かすことのできない重要な拠点となっています。

また、それぞれの空港の後背圏には、豊かな自然環境や固有の歴史・文化、さらには農林水産業など多様な資源が広がっていることから、上質な滞在交流型の観光地づくりと広域観光ルートの形成にも大きな役割を果たすものです。

本道の持続的発展のためには、道内航空ネットワークの充実強化や道内空港の機能強化を図るとともに、こうした取組を広域観光の振興や地域経済の活性化につなげていくことが必要です。

このため、複数空港の一括民間委託という手法を通じて、7空港（新千歳、稚内、函館、釧路、女満別、旭川、帯広）の一体的運営を図るとともに、民間委託を選択しない6空港（丘珠、中標津、紋別、奥尻、利尻、礼文）との連携により、ネットワーク全体の充実強化を図ることとしており、こうした取組を通じて、来道者の大幅増及び航空貨物取扱量の増加を目指します。



第23 部行政の総合調整等

<総務課>

1 部行政の企画及び総合調整

総合政策部の行政の企画及び総合調整を行います。

2 全国知事会等の対応

地方自治の円滑な運営と進展を図るため、他都府県との連絡調整を緊密にして、全国知事会、北海道東北地方知事会、北海道・北東北知事サミットでの議論や政策提言等に積極的に対応します。